メガロポリスへの苦悩と脱皮（1965～　　）　その６

≪１９７４年、多摩川ショック≫

第４次中東戦争に端を発するオイルショックに見舞われた翌年１９７４年（昭和４９）のこと、多摩川ショックといえる事態が発生します。

2月には、新二子橋（246号線のバイパス:注1）が竣工。ところが9月、多摩川を襲った洪水は、新二子橋上流の宿河原堰（注2）を迂回する流れを生じ、堤防外の民地まで侵食して住宅19棟を押し流してしまいます。（注3）

堰が爆破され、迂回流が減じて侵食は止まりましたが、住宅流出や堰爆破の衝撃的映像は、リアルタイムで全国に放映され、大きな社会的関心を集め、河川管理の是非を問われる事態に発展します。

建設省河川局は、原因究明を行なうため「多摩川災害調査技術委員会」を立ち上げる一方、堤防や流失宅地の復旧造成を行ないます。
しかし、家屋の補償まで求める被災者は、国家賠償法に基づき、国を相手取って、訴訟に打って出ます。

翌１９７５年（昭和５０）に、このときの洪水等の出水状況及び流域の開発状況等を考慮し、基準地点石原の基本高水流量（注５）を、4,170 m3/sec から 8,700m3/sec へとほぼ倍増させ、このうち上流ダム群により 2,200m3/sec の調節を行い、計画高水流量（注４）を 6,500m3/sec と改定しています。

また、この水害が契機となって、１９７６年度（昭和５６）、「許可工作物関連応急対策事業」が創設され、類似工作物について堤防取付部護岸の補強に乗り出すとともに、「河川管理施設等構造令（案）」が、農林省と難航していた協議が整い、（案）ではなく、正式な政令となりました。

さて、裁判は、１８年後の１９９２年（平成４）に結審となりました。最高裁は、「予測可能か」、「回避可能か」によって河川管理瑕疵（かし）の有無が判断されるとの見解を示し、高裁に差戻したのです。そして高裁は、建設省の予測不可能だったという主張を退け、改修工事をしておくべきだったとして原告勝訴と判定しました。（注５）

注１、２４６号線のバイパスは、東京都世田谷区から分岐し、玉川高島屋ＳＣをフライオーバーして多摩川を越え、川崎市宮前区に到ります。この区間を東京横浜バイパスといい、１９８０年（昭和５５）に全線が開通しました。

注２：宿河原堰は、二ヶ領用水の取水のために設置された固定堰で、農水省の補助で築造されたものです。河川行政からすれば、許可工作物になりますが、堰高が高く、洪水流下断面を犯していたため、占用許可を出していませんでした。

注３：流出した１９棟の中に、「多摩川の自然を守る会」の横山理子宅もありました。新聞に「自然保護団体が堤防草刈を遅らせたことが原因」と報じられますが、理子らは、「治水と自然保護は矛盾せず、むしろ自然破壊が水害を招く」と抗議しています。

注４：基本高水流量は、治水計画の防御対象流量のこと。計画高水流量は、基本高水流量のうち、上流のダムにより洪水流量を軽減させたのち、河道を流れる防御対象流量のこと。なお、多摩川には、洪水流量を軽減する治水ダムは、現在のところ建設されていません。

注５：一審（東京地裁）、被災者勝訴

二審（東京高裁）、国勝訴

三審（最高裁）、二審判決を破棄し高裁へ差戻

差戻審（東京高裁）、被災者勝利

差戻審は、１９７１年（昭和４６）に作成された「河川管理施設等構造令第８次案」に照らし、宿河原堰は、堰本体と取付け部護岸に欠陥があり、堤内地災害の発生が予測可能であり、そして堰の改造や取付け部護岸の改修工事をしておけば、災害が回避可能であったと判断し、予測不可能な迂回流により災害が発生したとする国の主張は退けた。

長期にわたる多摩川水害訴訟が何をもたらしたのか、その歴史的評価は、まだこれからだと思います。

写真は、①新二子橋と多摩川決壊箇所の空撮図（Ｙａｈｏｏ地図の航空写真に細見加筆）、②多摩川水害で家が流されるところ、③迂回流で削り取られた河川敷と宅地、④堰爆破の瞬間（②、③、④は、ＨＰ「多摩川散歩」掲載写真）